

## ■ 国内研修

### 1. 目的

本制度は、本学国内研修規程に基づき、国・公・私立の大学または研究所等において、本学専任教員がその専攻する分野の研修や調査研究に専念することを目的とするものです。

### 2. 募集内容

研修期間	2025 年度の 4 月もしくは 10 月から	
	長期	1 年
額上限	中期	6 ヶ月
	長期	100 万円（修学費のみ）
申請資格	中期	50 万円（修学費のみ）
	本学の専任教員	
申請方法	長期	在職年数 6 年以上および満 50 歳以下
	中期	在職年数 3 年以上および満 55 歳以下
※ 本学が教育研究の振興上、必要があると認めた者については、在職年数の制限を設けない。		
受付締切	2023 年 10 月 31 日（火）17:00 まで【厳守】	
審査方法	研究推進委員会の議を経て、学長が交付を決定します。 交付が決定した場合は大学教育研究評議会に報告されます。 ※2025 年度の予算査定の結果、予算が確保されなければ交付されません。ご了承ください。	
受給要件	研修を終えたら、その研究成果をもって本学の研究・教育に寄与しなければならない。 次の①～③に該当する者は、研修期間中に支給を受けた研修費を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、研究推進委員会の議を経て、返還額の全部または一部を免除することができる。 ① 「5. 研修決定後の手続き」を行わなかった場合は全額を返還 ② 研修期間終了後 1 年以内に退職する場合は全額を返還 ③ 研修期間終了後 1 年を超える場合、2 年以内に退職する場合は半額返還	

### 3. 申請上の注意

申請にあたっては「追手門学院大学国内研修規程」をよくお読みください。

#### 4. 支給対象の経費

##### (1) 研修委託費

研修機関に支払う費用。金額は受入機関と研修員各自で確認してください。

##### (2) 修学費

自宅からの通学費、または自宅から通学できない場合の宿泊および交通費の費用

#### 5. 補助金に関する手続き

財団法人私学研修福祉会、日本私立学校振興・共済事業団等で所定の要件を満たしており、学校法人が負担する研修経費について補助金の申請を行なうことができる場合は、研究費チームを通じて上記団体へ申請手続きを行なうことがあります。

#### 6. 研修決定後の手続き

研修開始前に「国内研修開始届」を研究費チームへ提出



研修期間の中間日までに「国内研修中間報告書」を研究費チームへ提出



研修終了後 5 日以内に「国内研修完了報告書」を研究費チームへ提出



研修終了後 20 日以内に「研修成果報告書」を研究費チームへ提出

#### 7. 派遣人数

同一年度において全学で派遣することのできる人数の上限は 2 名です。ただし、予算の範囲内で派遣する人数を変更することができます。

なお、各学部・機構ごとに派遣することができる人数は、海外・国内研修あわせて原則 2 名までです。

#### 8. 複数回の派遣

国内研修を行なった専任教員が、再び海外・国内での研究を行なおうとする場合には、前回の研修から 7 年以上経過している必要があります。ただし、長期・中期の研修は在職期間中に 2 回までです。